

# J R 新 井 口 駅 周 辺 地 区 交 通 バ リ ア フ リ ー 基 本 構 想



平成19年（2007年）6月

広 島 市

# 目 次

	頁
1. 基本構想の作成方針	1
(1) 基本構想の位置づけと作成体制	
(2) 基本構想作成の基本的な考え方	
2. 広島市の現況	3
(1) 地域の概要	
(2) 高齢者、障害者の状況	
(3) 公共交通機関の現況	
3. JR新井口駅周辺地区の現況	9
(1) 地域特性	
(2) 交通結節点としての役割	
(3) 利用状況	
(4) 駅施設及び周辺地区のバリアフリー化の現況	
4. ワークショップ、タウンウォッチングの実施	11
(1) 第1回ワークショップ	
(2) タウンウォッチング	
(3) 第2回ワークショップ	
5. 重点整備地区の区域及び生活関連経路	20
(1) 重点整備地区の区域	
(2) 生活関連経路の設定	
6. 重点整備地区における移動等円滑化に関する整備方針	21
(1) 公共交通機関のバリアフリー化の推進	
(2) 歩行空間のバリアフリー化の推進	
(3) 心のバリアフリー化の推進	
7. 実施すべき特定事業とその他の事業	23
(1) 公共交通特定事業	
(2) 道路特定事業	
(3) 交通安全特定事業	
(4) その他の事業	

## はじめに

平成12年11月に交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）が施行された以後、本市においては、平成14年5月にJR広島駅、平成17年6月にJR横川駅及びJR五日市駅とその周辺地区について、交通バリアフリー基本構想を取りまとめました。

これらの基本構想に基づいた交通バリアフリー化事業は、駅及び駅周辺の道路について着実に進められ、JR広島駅については平成16年度末に、JR横川駅及びJR五日市駅については平成18年度末に事業が完了しています。

これらの駅に引き続き、平成18年度にはJR新井口駅とその周辺地区に関する交通バリアフリー基本構想の取りまとめに着手しました。

JR新井口駅は、1日当たりの乗降客数が約1万5千人であり、西部商工センター地区の交通拠点としての機能を有し、また、周辺地区には、官公庁施設、商業施設、医療施設等の都市機能が集積しているなど、重要な交通結節点として、今後も多数の利用が見込まれます。

また、平成18年12月には従来のハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）と交通バリアフリー法を統合・拡充したバリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が施行され、同法に基づく統合的・一体的なバリアフリー化を推進することが求められています。

今後は、JR新井口駅の交通結節機能を更に強化するとともに、周辺地区に点在する公共公益施設への円滑な移動を確保するため、基本構想に基づく一体的かつ重点的なバリアフリー化を進めます。